

## 議員提出議案第16号

南スーダン共和国に派遣されている自衛隊員の安全の確保を求める意見書

我が国は、国際社会の平和と安全のための協力を進めるため、平成4年に、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律を制定しました。そして、この協力が日本国憲法第9条との関係で問題が生ずることとならないよう、国連平和維持活動への参加に当たっての基本方針（いわゆる「参加5原則」）という前提を設け、この基本方針に従って平和維持活動に加わることをとしています。

現在、独立を果たして間もない南スーダン共和国の国づくりを支援するため、国連安全保障理事会の決議に基づく国連南スーダン共和国ミッション（UN<sup>ア</sup>MI<sup>ン</sup>IS<sup>ミ</sup>SS<sup>ス</sup>）が設立され、我が国も、陸上自衛隊を派遣して協力を行っています。

よって、国においては、南スーダン共和国の治安情勢を緊張感を持って注視し、参加5原則を厳格に順守するとともに、参加5原則が維持されている場合であっても安全の確保が困難と認められる場合には、協力業務を中断し、あるいは撤収することを、ためらうことなく即時に判断し、現地で国際貢献を果たしている自衛隊員の安全の確保に最大限の努力と注意を払うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月22日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	上三信彰
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	帆足和之
	同	高柳俊哉
	同	井上伸一
	同	神田義行